

提案書

平成 23 年 4 月 22 日

情報通信審議会
電気通信事業政策部会 御中

郵便番号

住所

名称及び代表者の氏名

にっぽん でんしんでんわ かぶしきがいしゃ

日本電信電話株式会社

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関する提案募集」に
対し、別紙のとおり提案します。

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」
に関するNTTの考え方【要旨】

日本のブロードバンドは、多様なサービスと低廉な料金水準により、世界最高水準のエリアカバーと利用率が実現されています。これは、

- (1) ネットワークサービスについては、固定、無線とも多様な事業者による設備とサービスが連携したイノベーションと競争が進展していること
- (2) アプリケーションサービスでは、ハード・ソフトベンダーを含む多様なプロバイダが日本だけでなくグローバルな市場でサービスの革新・提供を行ってきていること
- (3) 企業や個人が、世界最高水準のブロードバンドを活用したICTの利活用により、企業活動の効率化・生産性向上や個人活動の豊かさの実現を図ってきたことによるものです。(別添1参照)

今後、ブロードバンドの更なる普及促進のためには、通信事業者による競争を通じたサービスの多様化や使いやすい料金の工夫が必要であることはもちろんですが、むしろ、政府におかれては、電子政府や周波数等の公共財の有効活用を含む総合的な取り組みが必要と考えます。

- (1) 国際的にも後塵を拝していると政府自身が認識されており、現在その推進に取り組まれています。政府・自治体による電子政府、デジタル教育や医療、ITS (Intelligent Transportation System) や、スマートコミュニティ等の環境分野におけるICT利活用の加速。
- (2) 既に契約者が1億2千万に達し、ほぼ全国民が利用しており、いつでもどこでも利用可能な携帯電話・スマートフォン・タブレットPC(無線ブロードバンド)の更なる高速化のための効率的な周波数の利用促進。
- (3) 条件不利地域(今回の東日本大震災の復興を含む)については、ブロードバンド基盤の構築は、これまで同様、自治体単位での公設民営(IRU)方式が適切。その際、それぞれの地域特性に適した技術(固定、無線)や自治体ニーズに基づくサービスを選択。
- (4) 今後ともイノベーションの進展が見込まれる分野であることから、アプリケーションからネットワークの広範な領域でイノベーションを促進するとともに、ユーザが多様な技術・サービスを自由に選択できる環境の整備。すなわち、経済的規制においては、予見的な政策判断を謙抑的にし、事後規制に転換。

具体的には、以下の取り組みが必要です。

- (a) 通信事業者に限らず、広くソフトウェアやハードウェアのベンダー(例:スカイプ、アップル)が音声・データ・映像の通信サービスを提供しており、ネットワーク・アプリケーションをトータルで捉えた市場をブロードバンド市場と捉えること。
- (b) 従来の設備、サービスの概念を再整理すること。すなわち、電話時代には、

音声サービスが通信事業者により提供されており、「設備競争」は電話ネットワーク(アクセス含む)の設備構築の競争であり、「サービス競争」はそのアクセスまたはコアネットワーク設備を借りて通話サービスを行う事業者間の競争と定義されました。しかしながら、ブロードバンド時代では、基本的には、ブロードバンドのネットワークサービスを通信事業者が提供し、アプリケーションサービスを多様なプロバイダがインターネット上で提供していることから、「設備競争」とは通信事業者による設備構築・ネットワークサービスの競争とし、「サービス競争」とは、プロバイダによるインターネット上のアプリケーションサービスの競争と再定義すること。

(c) 特に上記の再定義された「サービス競争」においては、グーグル、アップル、スカイプ、ノキア等のソフトウェアやハードウェアベンダーが、グローバルにサービス展開しており、そのサービスは、国内通信事業者の音声・データ・映像からなるブロードバンドのネットワークサービスと競合しています。従って、事業者間の市場シェアは、国内通信事業者だけでなく、グローバルに情報通信サービスを提供している事業者も含めて総合的に捉えること。

(d) 国際統計では「ブロードバンド」は固定ブロードバンドとなっているが、日本(及び韓国)では、携帯等による無線ブロードバンドサービスが普及しており、固定と無線を区別せず、市場シェアを総合的に捉えること。

以上の取り組みより、はじめて、ユーザのサービスの選択肢と料金水準の実態を踏まえた、ブロードバンド時代に相応しい市場画定や規制の見直しに関する議論が可能となります。

こうした視点に立てば、検討項目が固定と無線で区別されていることが実態にそぐわなくなっており、線路敷設基盤や周波数といったアクセス関連の項目を総合的に検討すること、コアネットワークについても固定網(NGN等)より携帯網がより多くのユーザにサービス提供していることを踏まえた検討をすることが必要です。

なお、今回の大地震・津波による被災・復旧状況を踏まえつつ、安心・安全なブロードバンドインフラの構築・維持、アプリケーションサービスの復旧・復興への活用についての視点も必要と考えます。

災害発生時には、平常時からの多様な技術(イノベーション)による通信事業者の多様性(設備競争)が、被災地内部における、また被災地外部とのコミュニケーション確保(redundancy)に寄与するものと考えます。

また、被災地の状況を見ると、携帯電話へのニーズが高く、エリア・カバレッジや対応の迅速性等も勘案すれば、携帯を中心としたインフラ・サービスの提供に向けて検討することが重要と考えられます。

以下、上記について具体的数値等を織り交ぜて詳述します。

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」 に関するNTTの考え方【詳細】

ブロードバンドの普及促進については、昨年の「光の道」構想において、2015年頃を目途にすべての世帯におけるブロードバンド利用の実現を目標とされたところですが、ICTの利活用により我が国の社会的課題の解決や持続的経済成長等を図ることは国策として重要であり、NTTとしても、サービスや使い易い端末の充実・料金の多様化等により、今後さらにブロードバンドの普及促進に全力を挙げて取り組む考えです。

【ブロードバンド利用の現状認識—超高速ブロードバンド、無線ブロードバンド】

現在のブロードバンドの普及状況については、昨年のグローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォースにおいて、超高速ブロードバンドの普及に向けて、利用率30%→100%という論点が提示され、議論されましたが、利用率については、当時は、光(FTTHサービス)は30%程度であったものの、既に40%程度まで拡大しています。また、光だけでなくCATV等の他の超高速ブロードバンドサービスも含めると、利用率は既に60%程度まで達しています。(別添2参照)

なお、先般、光ファイバ接続料の将来需要については、ICT利活用の推進等によって、NTT東西が見直した通りに進捗していけば、光の利用率は60%程度まで向上する見込みであり、CATV等を含めると超高速ブロードバンドの利用率は70%程度まで達します。光、CATV等の超高速ブロードバンドの利用率向上の目標が、現在のADSLサービスも含めた固定ブロードバンドの利用率(70%程度)であれば、現状のペースで達成する見込みです。(別添3参照)

一方、無線ブロードバンドの普及が拡大しており、今後、LTE等による超高速化が見込まれる中で、諸外国のブロードバンド計画では無線を重要視しており、普及拡大に向けて、まずは周波数の早期確保・割当を政策としているところです。

超高速固定ブロードバンド約3千万契約に対し、携帯電話は既に1億2千万契約と、個人に広く普及していますが、携帯電話が無線ブロードバンド化していくことにより、実質的に「光の道」構想を実現可能であり、無線ブロードバンドの普及拡大に向けて、必要な周波数の早期確保、適切な割当が重要です。周波数帯域は有限であり、固定ブロードバンドへのオフロードするためにも光の普及が重要という意見もありますが、屋内(自宅)のみならず屋外における利用(トラヒック)もカバーするためには、光だけではなく、WiMAXや公衆無線LAN等も含めた無線でカバーする必要があります。

今回の東日本大震災の被災・復旧状況を見ると、災害発生時には、平常時からの多様な技術(イノベーション)による通信事業者の多様性(設備競争)が、被災地内部における、また被災地外部とのコミュニケーション確保(redundancy)に寄与するものと考えます。また、被災地の状況を見ると、携帯電話へのニーズが高く、エリア・カバレッジや対応の迅速性等も勘案すれば、無線を中心としたインフラ・サービスの提供

に向けて検討することが重要と考えられます。

今後は、既にほぼ全国民が利用し、家の中だけでなく、どこでも利用可能な携帯電話(無線ブロードバンド)の更なる高速化や、政府・自治体による電子政府等のICT利活用の推進により、多様な技術やサービスをユーザが自由に選択して利用していく中で、超高速ブロードバンドの普及拡大がさらに進展し、「光の道」構想が実現していくものと考えます。

【ブロードバンドの基盤整備—条件不利地域】

ブロードバンドの整備について、タスクフォースでは、基盤整備率 90%→100%という論点も提示されましたが、NTTはこれまで光アクセスに約 3 兆円もの投資を行い、利用可能エリアを全国の 90%超のエリアに拡大してきたところです。携帯についても、NTTドコモはモバイル・ブロードバンドにこれまで約 5 兆円を投資し、既に3G利用可能エリアをほぼ全国に展開しており、今後、LTEのエリア拡大を進めてまいります。

条件不利地域(不採算地域)については、これまで同様、公設民営でブロードバンドの整備をすべきです。具体的には、光ファイバ等のインフラの敷設は、自治体が国の支援等を受けて、住民ニーズに基づいて全額公的資金でインフラを整備すべきであり、サービス提供については、自治体からのIRU(Indefeasible Right of User、破棄し得ない使用权)に基づき民間事業者が提供すべきと考えます。

また、条件不利地域には、それぞれの地域ごとに、その地域に適した情報基盤(行政による音声告知サービスや第3セクターによる地域CATV等)が存在しています。このため、ブロードバンドの基盤を整備する場合、自治体単位での住民ニーズに基づいたインフラ・サービスの選択が望ましいと考えます。

【ブロードバンドの競争状況—市場シェアの見方】

昨年 12 月の『「光の道」構想に関する基本方針』(総務省)では、毎年度の継続的なチェックに加え、制度整備の実施後 3 年を目途に、その有効性・適正性について、包括的な検証を行うとしていますが、その観点の一つとして「市場シェア」が挙げられています。

「市場シェア」については、「市場」をどのように捉えるか、技術や市場の変化に伴う見直しが必要であると考えます。

電話(固定)の時代はアプリケーションが音声通信のみであり、通信事業者も当初はNTT1社でしたが、現在のブロードバンド時代においては、アクセスだけを見ても固定(光・メタル)だけでなく移動(無線)もあり、また、ネットワークのみならずコンテンツ・アプリケーションや端末までも垂直的に統合した事業を多様なプレイヤーが展開し、しかもグローバル化しています。

そして、昨年のタスクフォースにおいても、「ブロードバンドの利用率向上を図るためには、医療、教育、行政等の生活に密着した公共的利活用を含む豊富なコンテン

ツが存在することなどが重要」と取りまとめられています。

このように、「市場」は大きく拡大しつつありますが、従来のブロードバンドの「市場シェア」の見方は、電話の時代と同様に、依然として固定もしくは移動のアクセス回線数(契約数)で把握されており、固定と移動のブロードバンド市場が別市場として扱われています。また、アクセス手段だけではなく、ソーシャルサービスなどの登場もあって、サービス面でも融合・連携しつつあるとされている通信と放送も、別市場とされています。

このように、単に光のアクセス回線数のシェアを捉えて検証しても、固定・無線、アクセスからアプリケーションサービスまでを包含する広範なブロードバンドサービスの市場全体を捕捉していることにはならないことから、ブロードバンドの普及促進に向けて市場全体を検証することが必要です。従って、検証にあたっては、光のみならずCATV等の固定ブロードバンドを全体で見ることはもちろん、無線ブロードバンドも含めること、さらに、アクセスだけではなく、コンテンツ・アプリケーションや端末までも含めたトータルな市場として捉えた上で、事業者についても、国内通信事業者だけでなく、日本国内で情報通信サービスを提供している海外事業者も含めて検証を行うことが必要と考えます。

なお、「市場シェア」については、「昨今、イノベーションや規模の経済性が企業の競争力の源泉として一段と重要になっている」中で、「競争制限効果を市場シェアで判断するのは妥当ではなく、シェアに反映されない、需要の代替性や企業の参入可能性といった要素に注目すべき」であり、「独占と比べ、競争事業者が1～2社の場合、プロダクトイノベーションの確立は格段に上がるが、それ以上に競争が増えてもイノベーションによい影響はない」(大橋弘東京大学准教授 2011年2月22日 日本経済新聞「経済教室」)とする説もあることから、「市場シェア」偏重の考え方から脱することも必要であると考えます。

【ブロードバンドの競争状況—市場構造の変化とボトルネック性】

現在のNTTを取り巻く、ドミナント事業者(支配的事業者)やボトルネック設備(第一種指定電気通信設備)といった規制は、電話の時代と同様に、音声通信・ネットワークレイヤのみを「市場」と捉えて課されているものです。

前述の通り、電話(固定)の時代は音声通信中心であったことから、電話サービスの市場シェアの高いNTTに対して非対称規制が課されたものと考えますが、この規制がIP・ブロードバンド時代の現在においても継続して課されています。

しかし、現在では、無線も含め、アクセスラインは既に多様化しており、先日の東日本大震災でも、被災者の方々は携帯電話やインターネットを活用してコミュニケーション手段を確保しているように、様々な技術・サービスからユーザが自由に選択している状況です。

この状況において、NTTはメタルやPSTNだけでなく、光やNGNも規制を受けていますが、アクセスラインは多様化していることから既にボトルネック性はなく、また、他

事業者がIP網をそれぞれ構築してサービス提供しており、NTTの光やNGNだけが規制を受ける必然性はないと考えます。

こうした観点から、従来の設備、サービスの概念を再整理することが必要と考えます。すなわち、電話時代には、音声サービスが通信事業者により提供されており、「設備競争」は電話ネットワーク(アクセス含む)の設備構築の競争であり、「サービス競争」はそのアクセスまたはコアネットワーク設備を借りて通話サービスを行う事業者間の競争と定義されました。しかしながら、ブロードバンド時代では、基本的には、ブロードバンドのネットワークサービスを通信事業者が提供し、アプリケーションサービスを多様なプロバイダがインターネット上で提供していることから、「設備競争」とは通信事業者による設備構築・ネットワークサービスの競争とし、「サービス競争」とは、プロバイダによるインターネット上のアプリケーションサービスの競争と再定義することが適切と考えます。

また、ドコモ分社時やNTT再編成(地域・長距離分離)時のNTTグループに係る累次の公正競争要件は、当時の競争事業者の事業形態との同等性を確保するために課せられたものですが、現在では、事業者の合従連衡が進展し、現にNTTグループ以外の他社は、固定・移動事業を一体として提供し、料金面でも固定・移動間の無料通話を提供するなど、一体経営のメリットをフルに活かした経営を行っています。その一方で、NTTグループは本規制等により経営の自由度に大きな制約を受けており、ユーザの利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できない状況にあります。

このように、競争環境は大きく変化しており、時代にそぐわない枠組みとなっているだけでなく、前述の通り、上位レイヤ等も含めた市場全体が大きく拡大していることから、現行のドミナント規制は、撤廃を含めた見直しを行う必要があると考えます。

また、NTT東西会社の県等域に閉じた事業領域規制は、電話時代の公正競争を確保するため規制であり、これも時代にそぐわない枠組みとなっており、サービスの提供や発展を妨げ、ユーザの利便性を損ねています。再編成時の整理を見直し、事業領域規制は撤廃すべきと考えます。

さらに、前述のように、上位レイヤ等も含めた多様な事業者の創意・工夫によるサービス・技術の発展により、競争がさらに進む中で、今後さらにブロードバンドの普及促進が図られていきますが、このような市場やビジネスの発展・拡大を規制によって妨げるべきではないと考えます。基本的には、事業者の自由な事業展開に委ね、各事業者による自由な事業展開の結果、仮に問題が生じた場合には、事後的に問題を解決することとし、事前規制から事後規制への転換を図るべきと考えます。

【PSTNマイグレーション】

PSTNマイグレーションについては、昨年秋に概括的展望をNTT東西から公表しましたが、コアネットワークをPSTNからIP網にマイグレーションするにあたって、現行の

IP網では提供していない機能・サービスの扱い等についてお示しました。

PSTNからIP網へのマイグレーションにあたり、IP系サービスへの需要のシフト及びPSTN交換機の寿命等を勘案し、概ね10年後の2020年頃から、PSTNからIP網へのマイグレーションを開始し、2025年頃に完了を想定しています。

その際、一部提供を終了するサービスがあるため、概ね10年前の現時点においてその内容を公表し、お客様への十分な周知期間を取った上で、お客様対応を実施していく予定です。

また、現在PSTN交換機を介して接続しているIP電話のIP網同士の接続の実現等に向け、説明会を開催し、関係事業者からご意見等を聞いているところです。関係事業者のご意見等も踏まえ、今後、具体的な議論・検討を行うことから、まずは事業者間協議を通じた自主的な議論・検討に委ねていただきたいと思います。

なお、PSTNからIP網にマイグレーションした後も、お客様がPSTNでご利用いただいている基本的なサービスを継続して利用可能とすることはもとより、今後とも引き続きIPベースのサービスを拡充し、お客様の利便性向上に努めることにより、IP・ブロードバンドの普及拡大を図っていく考えです。

また、メタルから光へのマイグレーションについては、サービスの創造やICTの利活用等を促進することにより需要を喚起して光の普及を進めることでマイグレーションを進めるとともに、メタル利用ユーザ数が少なくなった段階で代替サービスの提案を行う等の対応について、引き続き検討を進めていく考えです。

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」 提案募集項目に関するNTTの意見

1. ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

(1) 線路敷設基盤(電柱・管路等)の開放による設備競争の促進

- 1) 電柱・管路等(固定通信分野の線路敷設基盤)について、どのようなオープン化措置を講じるべきと考えるか。

NTTは電柱・管路等の開放において、使用料の低廉化や手続の簡素化を図り、自前でケーブルを敷設する設備構築事業者にご利用いただいておりますが、一方で、ネットワークのオープン化により、ダークファイバや局内コロケーションも提供してまいりました。

ここ数年を見ても、設備競争においては、Webによる電柱添架申請の受付や、管路貸出に関する個別契約の書面廃止を実施し、サービス競争(ネットワークのオープン化)では、戸建て向け光屋内配線やWDM設置区間における1波長あたり中継光ファイバの接続料金を設定する等、両面で公正な競争を実現してきました。

設備構築事業者側の問題で、電柱・管路等を借りる側の利用が進んでいないと言われている問題の中には、道路占用許可等の行政の手続面の課題があるため、道路利用時等における政府・自治体の取り組みの円滑化を是非お願いしたいと考えます。

- 2) 鉄塔等(移動通信分野の線路敷設基盤)について、どのようなオープン化措置を講じるべきと考えるか。

鉄塔の共用については、これまでも事業者間の自主的な取り組みとして、構造上可能であれば実施してきたところですが、2009年の接続ルールの在り方答申を踏まえ、2010年4月に「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」が改正され、対象設備に「鉄塔等」が追加されたことを受けて、各通信事業者(固定・移動)において標準実施要領等を策定し、鉄塔等の共用について改正ガイドラインに準拠したスキームの運用を開始されたところです。

従って、まずは新たなスキームがどのように運用されているかについてレビューを行うことが必要であり、状況を把握しないまま現時点で更なる措置を検討することは適切ではないと考えます。

(2) NGN(次世代ネットワーク)のオープン化によるサービス競争の促進

- 1) NGNは、距離の概念を有しないIP網であり、その特性に応じ、PSTNとは競争条件・競争環境に自ずと差異が生じる一方、加入光ファイバ回線と一体として構築され連携して機能する点やPSTNの移行先の統合中継網となる点などを踏まえ、NGNにおける事業者間競争の在り方についてどのように考えるか。

IP網は各事業者がそれぞれ構築してサービス提供している状況であるため、N

GNにはそもそもボトルネック性はないことから、指定電気通信設備の対象から除外すべきと考えます。

具体的には、加入者光ファイバはアンバンドルして提供しており、また接続料の低廉化をこれまで図ってきたことにより、他事業者は、NTTのアンバンドルされた光ファイバを利用して自社のIP網と一体的にサービス提供することが可能であり、現に、各事業者のIP網の足回り回線等として多数利用されています。

また、PSTN(固定電話)からNGNへのマイグレーションの時期は、概ね10年後の2020年頃から、PSTNからIP網へのマイグレーションを開始し、2025年頃の完了を想定していますが、現在既に、他事業者は、NTTの固定電話ユーザをドライカップ電話や自社の光IP電話等へ移行をさせる営業活動を行っていることから競争状態にあり、また、携帯電話の普及拡大等により、固定電話の加入者数やトラヒックは減少傾向にあります。

このようにNGN、加入者光ファイバにおいては、既に公正な競争が促進されていることから、マイグレーションに伴って、PSTN(固定電話)の規制をNGNへ持ち込む必要はないと考えます。

2) 現在、NGNでは、伝送交換機能として、4つの機能(收容局接続機能、中継局接続機能、IGS接続機能、イーサネット接続機能)がアンバンドルされているが、PSTNで実現していた機能の取扱いを含め、伝送交換機能のオープン化の在り方についてどのように考えるか。

NGNは既にオープン化しており、收容局や中継局での接続を可能としていますが、現在まで他事業者の接続実績はありません。まずは、他事業者からの具体的な接続要望を受けたうえで、具体的に検討していきたいと考えます。

従って、現時点では、NGNの伝送交換機能のオープン化の在り方についての政策議論は時期尚早であり、まずは事業者間協議を通じた自主的な取り組みに委ねるべきと考えます。

なお、既に実績のあるSNI接続においては、コンテンツ事業者等との接続により、映像系サービスが実現される等、オープン化によるサービスの充実が図られています。このような接続を実現していくことにより、NGNをベースとしたサービス提供を拡大していく考えです。

3) NGNは、従来のIP網と異なり、ネットワーク制御・認証機能などの通信プラットフォーム機能(制御系機能)を備えている点が特徴であるが、多様な事業者による多様なコンテンツ・アプリケーションサービス等の柔軟な提供を可能とする観点から、通信プラットフォーム機能のオープン化の在り方についてどのように考えるか。

NGNの通信プラットフォームの在り方については、2009年の接続ルールの在り方答申において、「要望する事業者が、具体的な要望内容をもとに、NTT東西と協議することが適当」とされたところですが、その後他事業者からの具体的な要

望はほとんどなく、現時点で実現に向けて協議を進めているものはありません。今後、他事業者から具体的な要望内容が出てきた場合には、その実現可否および可能な場合の提供条件、費用負担等について協議を行う考えです。現時点では、NGNの通信プラットフォーム機能のオープン化の在り方についての政策議論は時期尚早であり、まずは事業者間協議を通じた自主的な取り組みに委ねるべきと考えます。

(3) モバイル市場の競争促進

- 1) 現在のモバイル市場(端末、ネットワーク、通信プラットフォーム、コンテンツ・アプリケーションの各レイヤ)の競争環境に関する課題は何か。また、これに関連してこれまでのモバイル市場の競争促進策に関する課題は何か。

現在のモバイル市場は、従来の垂直統合型の市場から、Android・iOS(iPhone)に代表されるOSを搭載したスマートフォンと、その上で利用されるアプリケーション市場の拡大が急速に進み、さらにLTE等の超高速ブロードバンド化が始まるなど、まさに市場の各レイヤで、またレイヤを跨って熾烈な競争が行われているところです。現時点において、競争促進のために、特段、新たな規制や政策は不要であり、まずは事業者の自由な事業展開に委ねるべきと考えます。

また、技術面でもイノベーションが著しい分野でもあり、技術面も含めて市場の成長を阻害しないよう、事業者間の自由な競争をこれまで通り確保すべきと考えます。

なお、携帯電話については、第二種指定電気通信事業者の接続規制(電気通信事業法第34条)及び禁止行為規制(同第30条)が導入されていますが、この規制は、単にネットワークレイヤの市場(端末設備数・収益額)に着目した規制であり、現在の上位・下位レイヤとの連携による事業展開やそのグローバルな競争状況等を勘案したものではないと思われれます。

規制の目的である更なる競争促進を図るには、拡大する市場全体を捉えた上で、技術動向等も勘案し、適切に政策を講じるべきですが、市場の変化や技術の進展は著しく、政策が追いつかず、また、先取りすることも困難であると考えられることから、現在の市場や競争状況に見合わない規制制度については、早急な見直しが必要であると考えます。

- 2) 上記1)や今後の市場環境の変化等を踏まえ、更なる市場活性化を図る観点から、モバイル市場でどのような競争促進策を講じるべきと考えるか。

携帯電話事業者については、現在、NTTドコモとKDDI(au)が第二種指定電気通信設備を設置する事業者として、接続約款や接続料の届出等の規制を受けています。

先般、2010年度適用の接続料が各携帯事業者から公表されたところですが、水準は低廉化されたものの、事業者間の水準格差はさらに拡大しています。(別添

4参照)

携帯電話の着信市場においては、供給の代替性(発信側利用者の選択肢)がなく、携帯事業者、特に規制対象外の携帯事業者にはコスト削減インセンティブが働きにくくなっています。

現に、規制対象外の携帯事業者の接続料や当該事業者がユーザ料金設定する固定発携帯着通話料は、全事業者の中で最も高く、利用者利便を損ねている状況にあります。

このような状況から、利用者利便の向上を図る観点により、すべての携帯電話事業者(MVNOは除く)を同等の規制レベルで扱い(例:全携帯事業者とも接続料は届出制とし、透明性を確保し)、接続料の低廉化を図る政策を講じるべきであると考えます。

また、第二種指定電気通信設備設置事業者のうち指定された者に対して禁止行為規制が適用されていますが、そもそも携帯電話事業については、現時点において既に激しい競争が進展していること、急激な市場の変化や技術の進展に対する事前規制を課すことによる国際競争力等への負の影響が大きいこと等を鑑みると、携帯電話事業者に対する禁止行為規制の適用については撤廃すべきと考えます。

その上で、まずは上位・下位レイヤや海外の事業者を含めた様々なプレイヤーによる自由な競争に委ね、その中で市場支配力の濫用等による競争環境への弊害が認められる場合については、業務改善命令の発出等により事後的に監督することが適当であると考えます。

(4) 今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証・担保の在り方

- 1) 『光の道』構想に関する基本方針(2010年12月・総務省)に基づき、毎年度の継続的なチェックを行う際に、どのような点に留意すべきか。これに関連して、今後の競争セーフガード制度等の在り方についてどのように考えるか。
- 2) 上記制度整備の実施後3年を目途とした包括的な検証を行う際に、どのような点に留意すべきか。

「光の道」構想の目的は、2015年頃を目途にすべての世帯におけるブロードバンド利用の実現とされているところですが、NTTとしては、サービスや使い易い端末の充実・料金の多様化等により、今後さらにブロードバンドの普及に全力を挙げて取り組む考えです。

しかし、「光の道」構想の実現に向けては、FTTHのみならずCATVや無線等を用いた超高速ブロードバンドの普及拡大や、電子政府、教育、医療等の公的分野におけるICT利活用の推進等、あらゆる分野における総合的な議論・検討が必要で

前述の通り、光のみならずCATVや無線も含めてブロードバンドを考えれば、「光の道」構想の実現は可能であり、ユーザ視点で見れば、様々な技術・サービ

スから自由にブロードバンドを選択可能とすべきであり、光の利用をすべての世帯に強いることはできないと考えます。

ブロードバンド普及の進捗を計る際は、光に限定せず、CATVや無線等も含めたブロードバンド市場全体の普及状況を勘案すべきであり、その結果、抽出される課題に対して、政策を講じるべきと考えます。

競争セーフガード制度については、現在、主にネットワークレイヤの競争状況に着目した制度となっていますが、電話の時代と異なり、ネットワークレイヤのサービスのみで利用者の利用目的が達成されることは少なくなっていることから、ネットワークレイヤに限定せず、利用者の視点に立ってコンテンツ・アプリケーションや端末等までを含めた情報通信市場全体で検証すべきであり、それが利用者利便の向上につながるものと考えます。

また、現在の指定電気通信設備制度やドミナント(支配的事業者)規制の在り方についても、ネットワークレイヤに閉じた競争促進を目的としたものから、上位・下位レイヤを含めた情報通信市場全体の観点からブロードバンドの普及を促進し、ユーザの利便性の向上を図る観点から規制を見直すべきであり、さらには国際競争力の向上にもつながる政策を打ち出すべきと考えます。

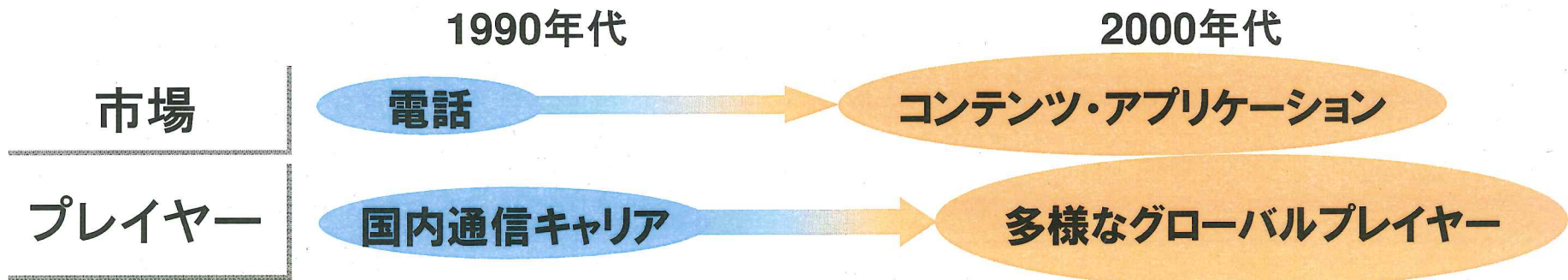
3) 上記1)・2)や今後の市場環境の変化等を踏まえ、今後のドミナント規制の在り方について、どのように考えるか。

現在の指定電気通信設備制度やドミナント(支配的事業者)規制の在り方についても、ネットワークレイヤに閉じた競争促進を目的としたものから、上位・下位レイヤを含めた情報通信市場全体の観点からブロードバンドの普及を促進し、ユーザの利便性の向上を図る観点から規制を見直すべきであり、さらには国際競争力の向上にもつながる政策を打ち出すべきと考えます。

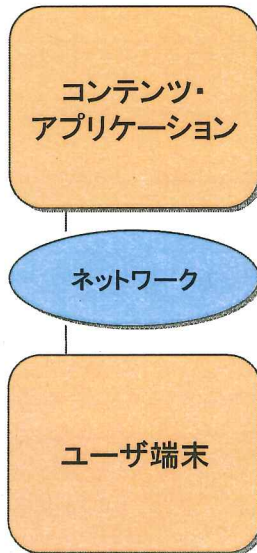
以上

情報通信市場のパラダイムシフト

～ブロードバンド化・モバイル化・グローバル化が進展～



NTT
KDDI
ソフトバンク



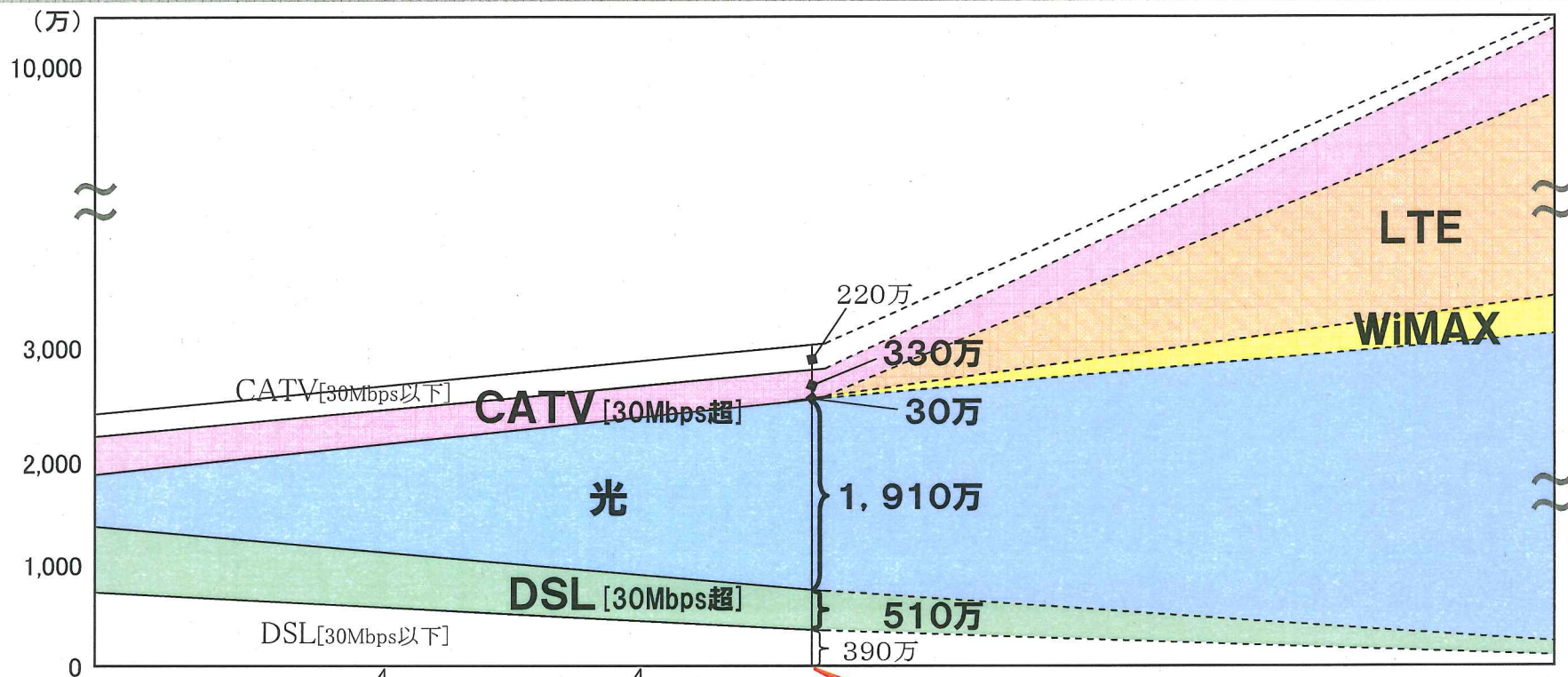
Google, Amazon, Microsoft 等

ハード／ソフト事業者が
情報通信市場を席捲

Apple, Samsung, Nokia 等

超高速ブロードバンド(30Mbps超)契約数の推移

超高速ブロードバンド(30Mbps超)は、光・CATV・ADSLに加え、今後はLTE等の拡大が想定。



2008年12月
光 1,440万 (29%)
超高速ブロードバンド 約2,300万 (約47%)

2009年9月
光 1,650万 (34%)
超高速ブロードバンド 約2,400万 (約51%)

2010年9月
光 1,910万 (39%)
超高速ブロードバンド 約2,800万 (約57%)

LTEの普及により、超高速ブロードバンドの普及はさらに加速

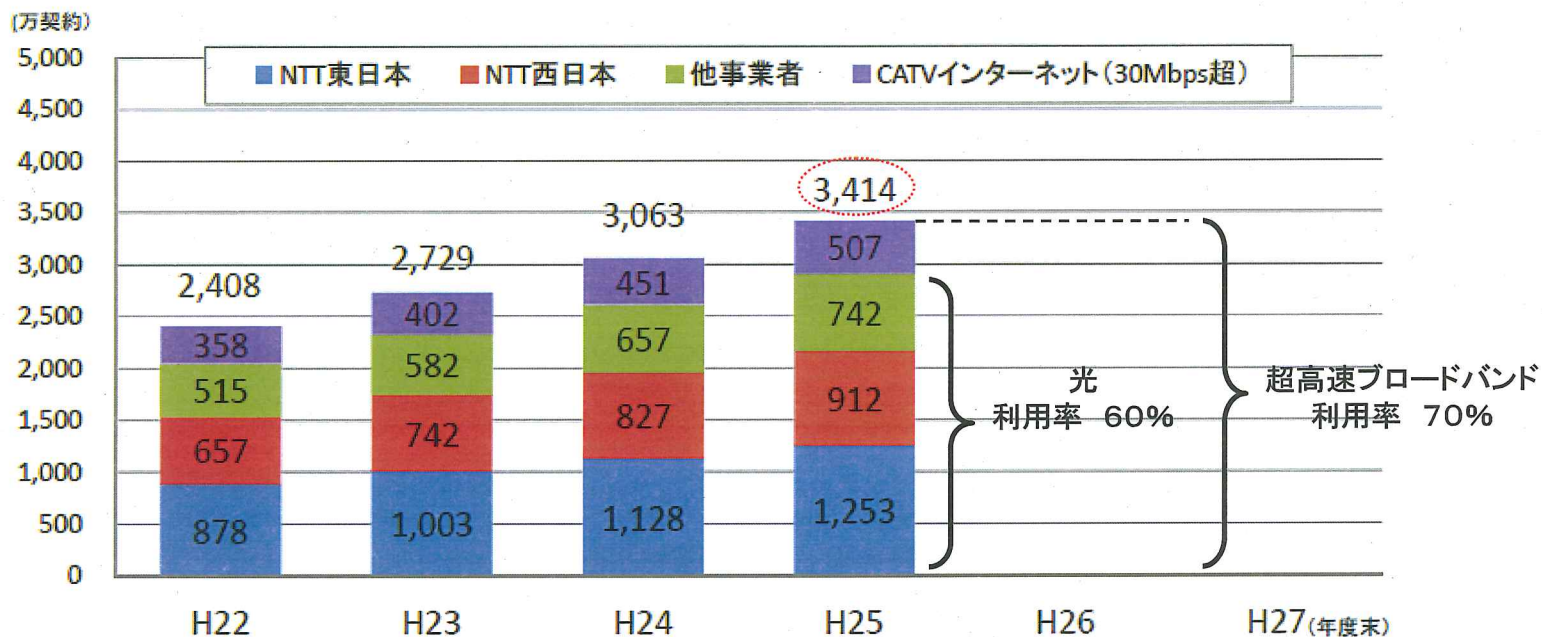
※()は世帯普及率

注 DSLの30Mbps超については、NTTのDSLサービスにおける30Mbps超の割合に基づき推計、CATVの30Mbps超については、NTT調べに基づく30Mbps超の割合に基づき推計

固定超高速ブロードバンドの需要予測

- 超高速ブロードバンドの需要は、H25年度末に約**3,400万**契約の見込み
- H25年度末に光の利用率は約**60%**、超高速ブロードバンドの利用率は約**70%**
(現在のADSLを含めた利用率並みに拡大の見込み)

光利用率		超高速ブロードバンド利用率
2,907万契約	= 利用率約60%	3,414万契約
全国4,900万世帯		全国4,900万世帯
		= 普及率約70%



※ CATVインターネット(30Mbps超)については、NTT持株会社からの再意見における推計値(CATVインターネット全体の6割が30Mbps超)をもとに、追加質問へのNTT東西からの回答で示された考え方(他事業者分をNTT東西のフレッツ光の伸び率と同率で増加(H22.9→H25年度末で52%増))に準じてH22-H25年度末の数値を推計。

※情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 接続委員会(第16回)配布資料 資料1「加入者光ファイバ接続料の検討」P24記載の超高速ブロードバンドの需要予測(NTT提供情報に基づいた総務省試算値)のグラフをもとに作成

携帯電話の接続料の推移

- ・NTTドコモは2010年度の接続料を▲約36%値下げ。
- ・2010年度は更に接続料格差が拡大。

